

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(八七・総務課)……………	1
秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則(八八・総合防災課)……………	1
秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則等の一部を改正する規則(八九・市町村課)……………	2
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(九〇・福祉政策課)……………	2
秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(九一・建築住宅課)……………	3
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(九二・建築住宅課)……………	3

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八十七号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第六条人事課の項第十号中「こと」の下に、「(他の所管に属するものを除く。)」を加える。

第十三条総務事務センターの項に次の二号を加える。

- 四 扶養手当、住居手当及び単身赴任手当の届出に係る事実の確認、額の決定等に関すること。

五 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成

住宅貯蓄契約に関すること。

第十五条の四第三項の表平鹿地域振興局建設部の項中「平鹿郡山内村」を「横手市山内」に改める。

第三十条の二十の表秋田県果樹試験場の項中「平鹿郡」を「横手市」に改める。

第三十二条の表秋田県秋田福祉事務所の項中「秋田県秋田福祉事務所」を「秋田県中央福祉事務所」に、「潟上市」を「由利本荘市 潟上市 にかほ市」に改め、同表

秋田県由利福祉事務所の項及び秋田県仙北福祉事務所の項を削り、同表秋田県南福祉事務所の項中「平鹿郡」を「大仙市 仙北市 仙北郡」に改める。

第二百四十五条第三項の表中第五十二号を第五十三号とし、第十四号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四	企業誘致 専門監	商工業振興課 誘致企業室	上司の命を受けて、企業誘致に関する特に重要な事項の調査、調整等をつかさどる。
----	-------------	-----------------	--

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

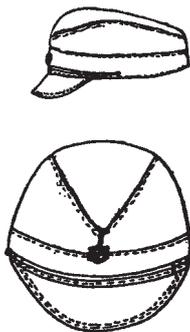
秋田県規則第八十八号

秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則

秋田県消防関係職員服装規則(昭和三十年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別図の略帽を次のように改める。

帽 略



附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に貸与されている略帽の形状については、なお従前の例に

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第八十九号

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則等の一部を改正する規則

(秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則の一部改正)

第一条 秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例第十六条に規定する市町村の区域を定める規則(平成十四年秋田県規則第十号)の一部を次のように改正する。

「大瀧村及び象瀧町」を「にかほ市及び大瀧村」に改める。

(秋田県漁業調整規則の一部改正)

第二条 秋田県漁業調整規則(昭和三十九年秋田県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二の表奈曾川支流ソリコ川の項中「ウ」を「及びウ」に、「由利郡象瀧町上浜字一の沢干場」を「にかほ市象瀧町西中野沢干場」に、「象瀧町一丁目塩越象瀧漁港燈台」を「にかほ市象瀧町字一丁目塩越象瀧漁港の防波堤突端」に改める。

(秋田県内水面漁業調整規則の一部改正)

第三条 秋田県内水面漁業調整規則(昭和四十年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三十条の表中「平鹿郡」を「横手市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第九十号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和二十八年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改

正する。

様式第三十五号中「由利本荘市」を「男鹿市」に、「男鹿市」を「湯沢市」に、「湯沢市」を「鹿角市」に、「大仙市」を「由利本荘市」

に、「鹿角市」を「湯上市」に、「湯上市」を「大仙市」に

「北」を「にかほ市」に、「山」を「仙北市」に

「秋田」を「北」に、「山」を「中」に、「利」を「央」に改める。

様式第四十号別紙中「由利本荘市」を「男鹿市」に、「男鹿市」を「湯沢市」に、「湯沢市」を「鹿角市」に、「大仙市」を「由利本荘市」に、「鹿角市」を「湯上市」に、「湯上市」を「大仙市」に

「計」を「にかほ市」に、「北」を「仙北市」に

「本」を「計」に、「秋田」を「北」に、「利」を「山」に

「北」を「中央」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

2 平成十七年九月分に係るこの規則による改正後の生活保護法施行細則第十六条の規定により報告すべき事項及び平成十七年度分に係る同規則第二十條の規定により報告すべき事項のうちこの規則による改正前の生活保護法施行細則様式第三十五号及び様式第四十号に区分の定めのある福祉事務所に係るものとして区分される事

項がある場合の当該事項の報告については、なお従前の例による。

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十一号

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営住宅条例施行規則（平成十四年秋田県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（県営住宅立入検査員証）

第二十一条 条例第五十条第二項に規定する身分を示す証票の様式は、別記様式によるものとする。

本則に次の一条を加える。

（補則）

第二十二条 この規則に定めるもののほか、県営住宅の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則第一項の見出しを削る。

附則第二項の見出しを削り、「同項中」。「以下「改正前の規則」という。」を削る。

附則第三項を削る。

別表第二の備考(二)中「へ」を「ホ」に改める。

様式第一号から様式第二十一号までを削る。

様式第二十二号中「様式第22号 漏れ住立入検査員証」の次に「(第21号漏れ)」を加え、同様式(裏面)中「入居者」を「入居者(前条第2項の許可を受けず普通漏れ住立入検査員証を使用する社会福祉法人等を含む。以下この項において同じ。)」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項第四号の改正規定は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正後の秋田県営住宅条例施行規則（次項において「新規則」という。）別表第二及び次項の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

（経過措置）

3 平成十七年一月一日前から引き続き普通県営住宅又は改良住宅に入居している者又はその者と同居している者に老年者（所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第一条の規定による改正前の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十号に規定する老年者をいう。）がある場合における当該入居している者に係る新規則別表第二の備考(二)に規定する控除額の合計額は、平成十九年三月三十一日までの間は、同表の備考(二)の規定により計算した額に、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該老年者一人につき同表の下欄に定める額（当該老年者の所得金額（公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第一条第三号に規定する所得金額をいう。）が同表の下欄に定める額未満である場合は、当該所得金額）を加算して得た額とする。

平成十七年一月一日から同年三月三十一日まで	五十万円
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	三十万円
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	十五万円

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年九月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第九十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

仁賀保町 (二)項、(三)項及び(四)項に掲げる地域を除く地域

別表(一)項中

象潟町	(二)項、(三)項、(四)項及び(五)項に掲
金浦町	全域

を

にかほ市	げ(二)
------	------

項、(三)項、(四)項及び(五)項に掲げる地域を除く地域

に改め、同表(二)項中

げる地域を除く地域

象潟町	仁賀保町
横岡のうち字中島台一番、字森、字笹長根、字七ツ釜、の森、字碁盤平、字沢、字一ツ森、字橋、字日影平、字林の根、の腰、字道の下、道上、字目貫、字山崎、字中谷、下谷地、字家の畑ケ田、字セノ掛田、字子休場、才の神、字上谷、字堰台、字堰端、長田向、字北工、字休石、字蟹沢、ブ田、字畑、谷地、字川端、添、字下長田、田、字中屋敷、塚、字櫻畑、字原、字川岸、字泥、字中川原、小滝のうち字元谷、字狐森、字沼、字瀧虎瀧、	馬場、水沢、伊勢居地のうち島、字陣ヶ森、

字桂坂、字川、字沢向、島台十八番、字

にかほ市

馬場、水沢、伊勢居地のうち字桂坂、字川中、字沢向、字陣ヶ森、

尻、字大野地、水鳥池、字将監、田中、字藪田、田、字広面、字田、字栗山、字本郷のうち字砂、字寺の前、字重、字屋の下、字清原、字上の平、の林、字中野、平、字岩森、字面、字後川、字針堰、長岡のうち字後、関のうち字北下、平、字元滝、字洗釜のうち字水、大砂川のうち字、字伊勢鉢井戸、ツ森、字焼止り、下モ上八道、川袋のうち字ギ、字小台、字菖蒲、字新田、字堰根、大須郷のうち字、無、字下畑、字小砂川のうち字、字長表、字長根
--

、冬師
 川袋のうち字出口
 小砂川のうち字観音森、
 場
 小滝のうち字サス平、字
 、字中割賦、字西割賦、
 地
 関のうち字上カラ川、字
 ラ川、字小屋ノ沢、字下
 、字橋ノシリ、字道中背
 西中野沢のうち字柵上、
 本郷のうち字十二郷、字
 字水林
 横岡のうち字赤谷地、字
 字入り、字岩菅平、字瓜
 字大桂、字大畑、字落
 川原田、字国見館、字倉
 坂の下、字獅子留沢、字
 瀧沢、字田の上、字堂ノ
 鳥越、字中島岱二番、字

本郷のうち字上ノ平、字水林、
 字萩坂、字十二郷
 小滝のうち字サス平、字賦谷
 地、字中割賦、字十二郷、字西
 割賦
 関のうち字上北カラ川、字上カ
 ラ川、字下カラ川、字橋の尻、
 字道中背、字小屋ノ沢
 西中ノ沢のうち字柵上、字焼山
 川袋のうち字出口
 小砂川のうち字観音森、字小屋
 場

萩坂、
 象潟町
 犬野、
 谷地、
 下、字
 下、字
 滝、字
 前、字
 中島台
 番、字
 沢、字
 り

横手市	全域
平鹿町	全域
雄物川町	全域
大森町	全域
十文字町	全域
大雄村	全域

、字
 へ長
 字切

に、

増田町	全域
-----	----

を

横手市	増内除
-----	-----

町	町
国有林地	横岡のうち字上ノ山、字落ノ上、字堰口
	関のうち字一ノ沢、字切道、字焼山
	本郷のうち字所持谷地、字ミノワ、字亀森、字藤島台
	川袋のうち字上ノ山、字奥山
	大砂川のうち字フクベ長根

を

にかほ市	象潟町大砂川のうち字フク根
	象潟町川袋のうち字上ノ山
	奥山
	象潟町関のうち字一ノ沢、
	道、字焼山
	象潟町本郷のうち字亀森、
	所持谷地、字藤島台、字ミノ
	象潟町横岡のうち字上ノ山
	落上、字堰口

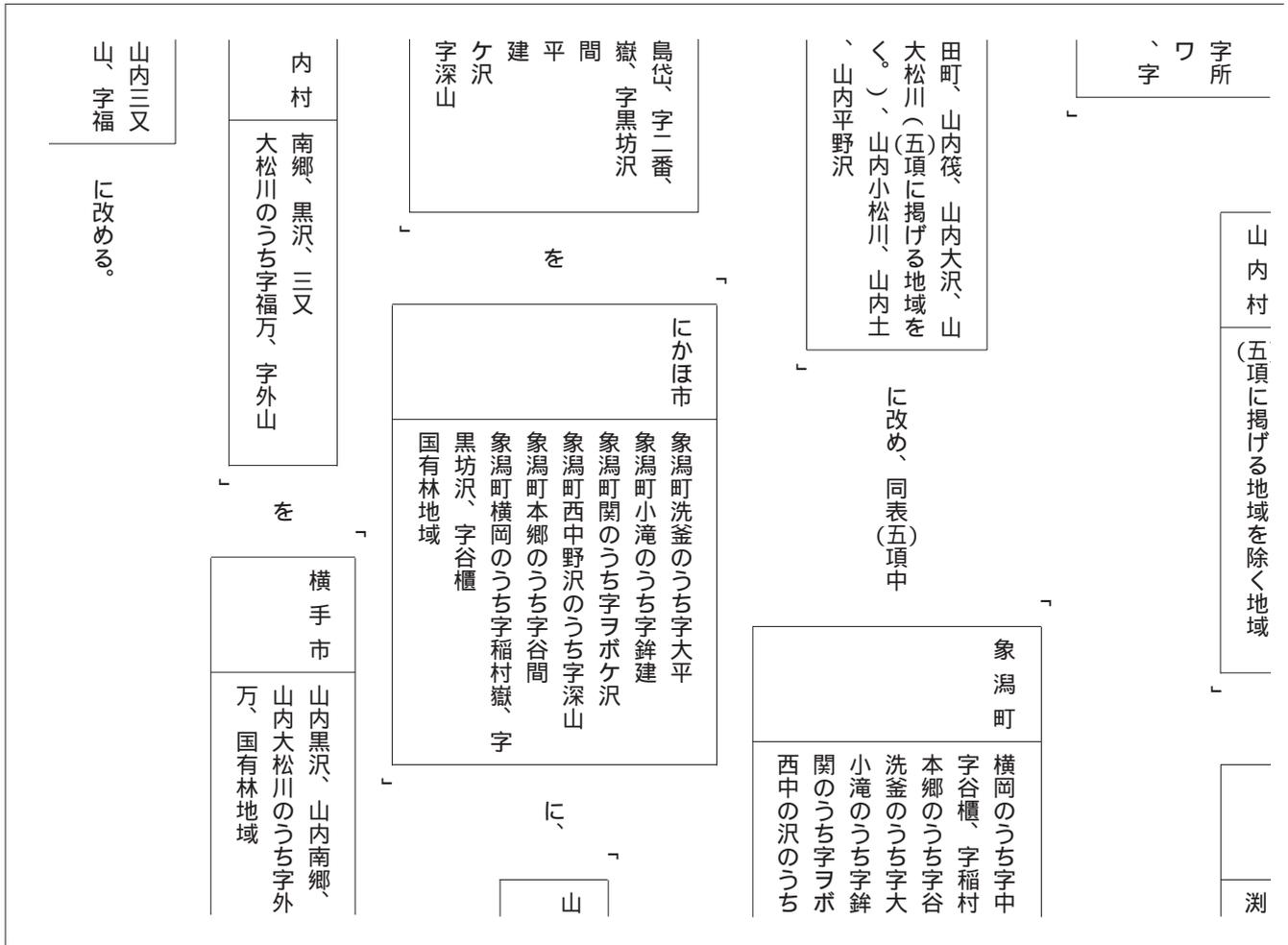
を

横手市	(四)項及び(五)項に掲げる地域を除く地域
-----	-----------------------

に改め、同表(四)項中

象潟	仁賀保
----	-----

二十番、字中島台二十一
 中の又、字平の下、字無
 山館、字山の下、字横通



附 則
 この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄